

第3次奥州市環境基本計画の内容 及び 策定スケジュール等について

2025.8.20 第1回環境基本計画策定委員会資料
奥州市市民環境部GX推進室

- 1 はじめに
- 2 計画の内容について
- 3 計画策定作業・スケジュールについて

1 はじめに

現在、奥州市の環境は、比較的良好とされていますが、地球温暖化による急激な気候変動がもたらす災害や健康被害、産業への影響などは憂慮すべき状況が進行しつつあります。

また、その他、生物多様性の保全、回復や循環型経済（サーキュラーエコノミー）への移行など、より大きなテーマへの参加と挑戦も強く求められています。

今回、策定を目指す第3次奥州市環境基本計画では、市民、事業者、市民団体、そして市（行政）が、奥州市の豊かな環境を次世代に引き継ぐため、自分たちがそれぞれ主体的に何をしなくてはならないかということ相談しながらまとめる計画です。

2 計画の内容について

(1) 今回策定する計画は4つ

第3次奥州市環境基本計画

- ・奥州市の環境分野における最上位計画。
- ・計画期間は10年間（2027年（令和9年）～2036年（令和18年））。
- ・根拠……奥州市環境基本条例
- ・土、水、大気、森林等の自然環境の他、生物多様性、外来生物、循環経済、環境汚染、生活環境なども対象とする。
- ・関連キーワード（国の第6次環境基本計画から）
「ウェルビーイング」「プラネタリー・ヘルス」「環境収容力」「自然資本」「地上資源基調の経済社会システム」「環境価値による経済高付加価値化」etc。
- ・国、県にも同様の計画が存在し、その対象範囲の中で、市域内の特性に合わせた項目を選択し構成。

2 計画の内容について

(1) 今回策定する計画は4つ

第3次奥州市地球温暖化対策実行計画 事務事業編

- ・ 市役所が行う業務から発生する「温室効果ガス（以下「GHG」。）」を対象として、その削減目標や方法について規定。※「市役所が行う業務」……例として市有建物や公用車、その他設備等の稼働など。
- ・ 計画期間は10年間（2027年（令和9年）～2036年（令和18年））。
- ・ 根拠……地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」）第21条第1項。
- ・ 国や県にも同計画が存在。市の計画目標等は国県の方針等に即したものとする。

奥州市地球温暖化対策実行計画 区域施策編

- ・ 奥州市全体で市民や事業者などが排出しているGHGを対象として、その削減目標や方法について規定。
- ・ 計画期間は10年間（2027年（令和9年）～2036年（令和18年））。
- ・ 根拠……地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」）第21条第4項。
- ・ 国や県にも同計画が存在。市の計画目標等は国県の方針等に即したものとする。

2 計画の内容について

(1) 今回策定する計画は4つ

奥州市地域気候変動適応計画

- ・地球温暖化を原因とする気候変動によりもたらされる生活、社会、経済、自然環境への影響に対する対策等、市の状況を踏まえつつ対応策を規定。
- ・計画期間は10年間（2027年（令和9年）～2036年（令和18年））。
- ・根拠……気候変動適応法第12条

【生活、社会、経済、自然環境への影響】

例えば……

農林水産業への影響（農作物が育たなくなった、魚が取れなくなった）

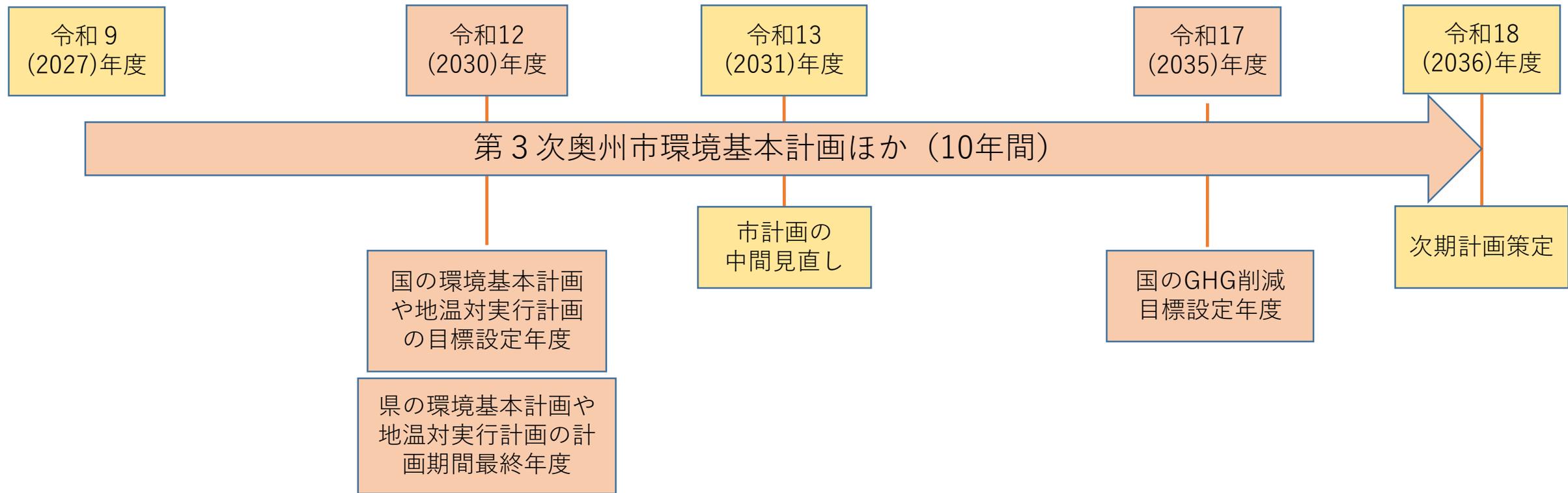
健康への影響（熱中症が増加した、伝染病が増加した）

経済や財産への影響（風水害が増加した）

2 計画の内容について

(2) 計画期間を10年間とするポイント

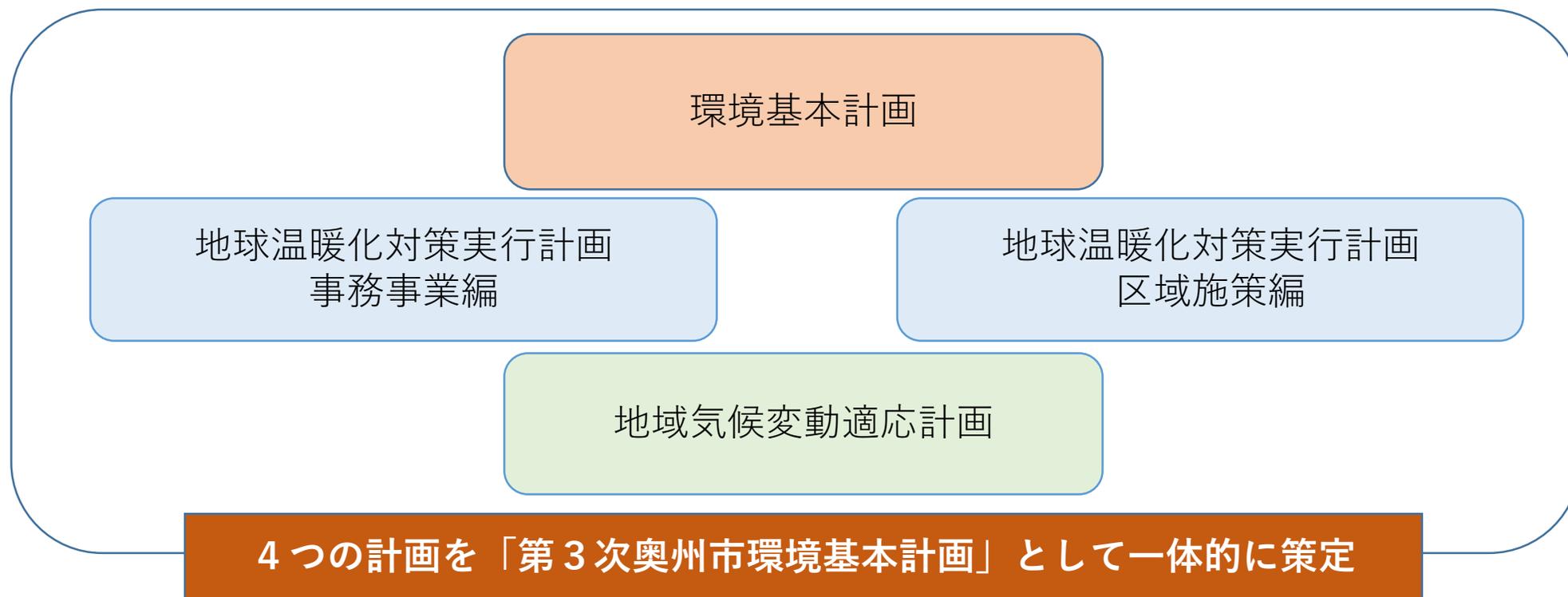
市の計画の中間見直しや次期計画策定直前に、国や県の新たな目標や取組のトレンドが把握できます。



2 計画の内容について

(3) 4つの計画を一体策定

今回、策定する4つの計画は、「環境分野」という以外にも様々な形で「相互関連性」を持っています。その点に注目しながら、4つの計画を「第3次奥州市環境基本計画」として策定して効率化を図ります。

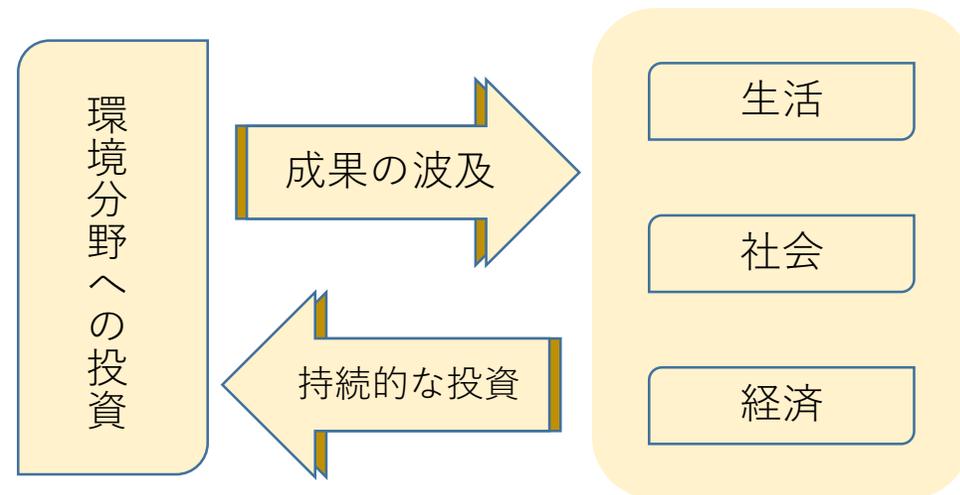
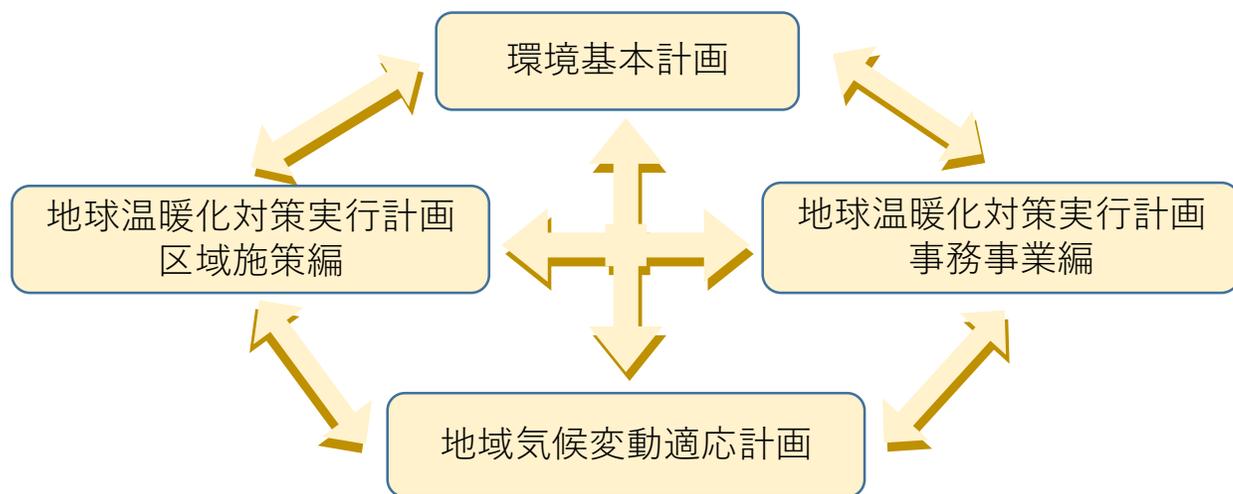


2 計画の内容について

(3) 4つの計画を一体策定

① 各計画は相互に関連性を持っており、1つの成果が他の計画に波及したり、1つの取組が複数の計画目標の達成に寄与します。

② 他分野との共通的な成果により持続的な環境分野への持続的な投資を



今回、環境基本計画として一体的に策定する4計画の「原因」と「結果」、「取組」と「成果」のリンクに注目しつつ、計画の運用や目標の達成のために必要とする人やコスト、取組などのリソースを整理。効率的な運用を目指します。

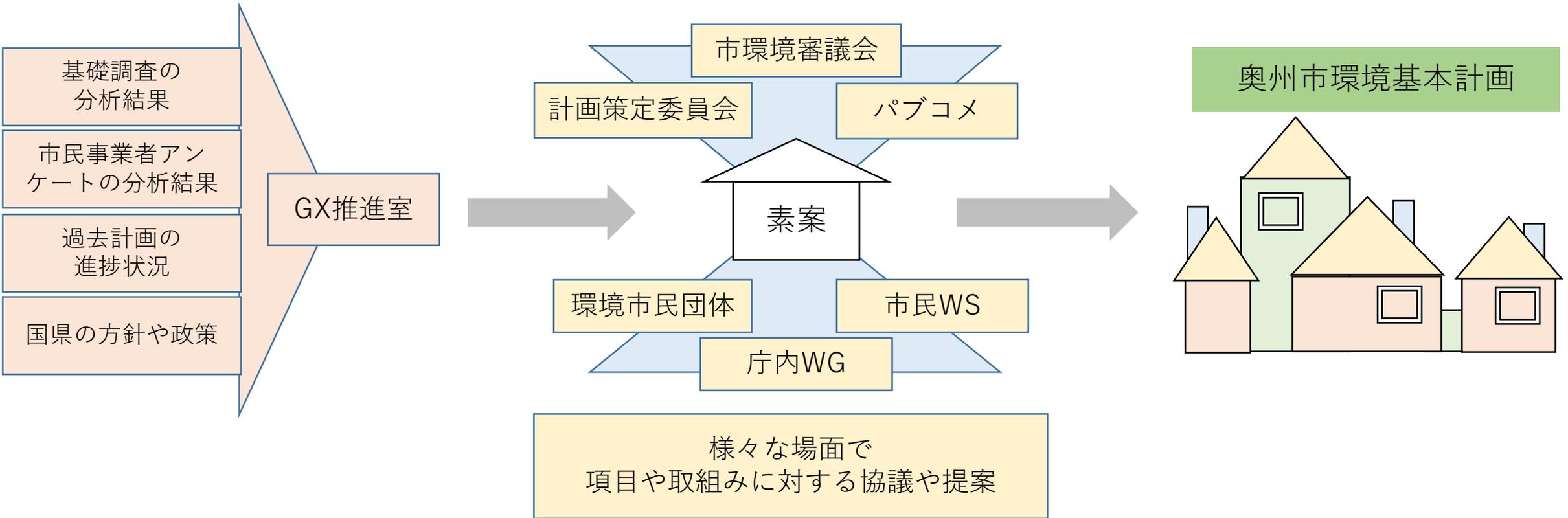
また、「環境のためだけの投資」「環境のためだけの取組」ではなく、より多くの分野への効果の波及を探ります。

3 計画策定作業・スケジュールについて

(1) 策定作業の概要

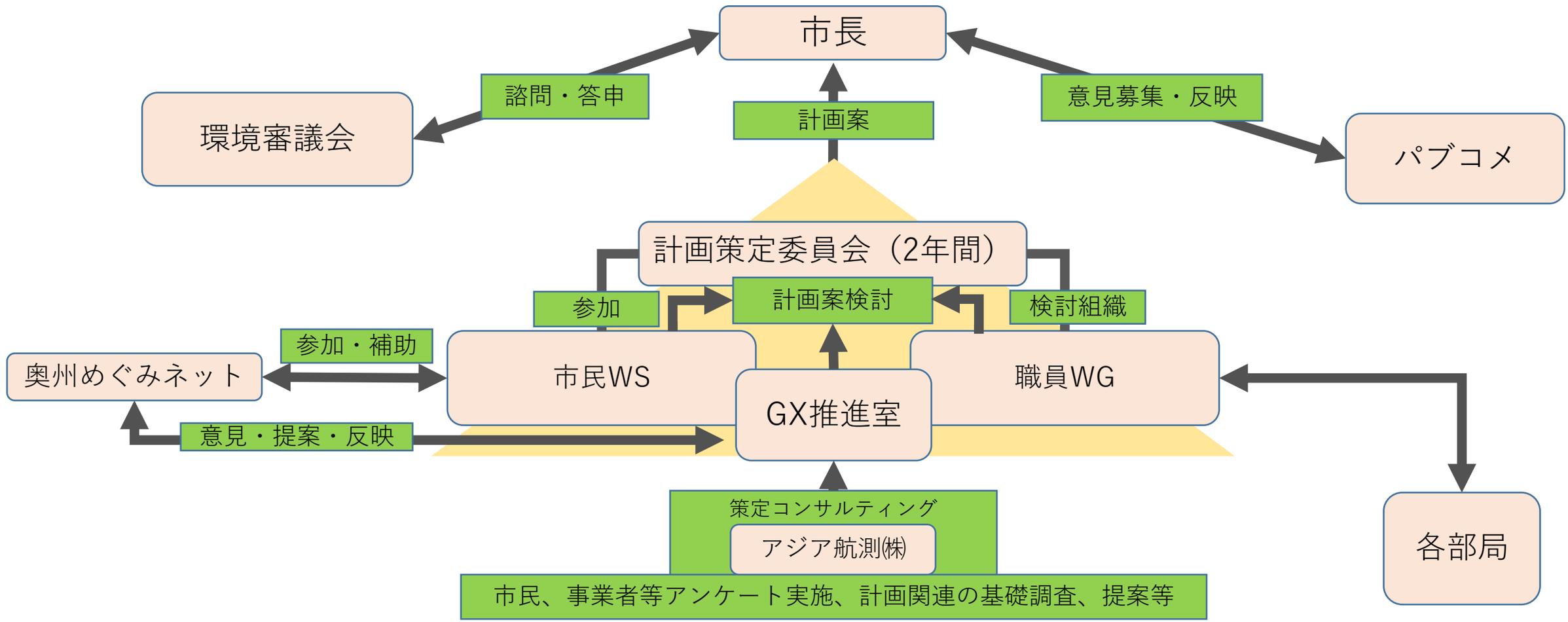
協議のたたき台となる計画素案の作成については、GX推進室で主に行います。

一方、実際に計画を運用する上で、主役は、市（行政）だけではなく市民や事業者となることから、様々な機会に様々なステークホルダーからの意見が必要となります。



3 計画策定作業・スケジュールについて

(2) 策定体制



(3) 策定スケジュール

別紙資料1のとおり

3 計画策定作業・スケジュールについて

(4) 基礎調査

① 対象者、方法

別紙資料2のとおり

② 調査結果のまとめ方や報告方針

計画策定作業や策定後の計画運用に活用できるように調査結果に関する報告書を作成します。

(5) 市民・事業者等アンケート

① アンケート概要

対象	市民			事業者			高校
	市民 (無作為抽出)	市民 (補助金申請者)	市民 (めぐみネット)	エコ 事業所	商工会 会員	商工会議所 会員	高校生
規模	約1,300	約1,200	約60	約140	約380	約2,700	約1,000
規模合計		約2,560			約3,220		約1,000
調査方法	紙・電子	紙・電子	紙・電子	電子	電子	電子	電子
備考	住民基本台帳 情報から抽出	省エネ家電補助 金の交付対象者	会員 (個人・家族)	おうしゅう エコ事業所	前沢商工会	奥州商工 会議所	市内3～4 校に依頼

【調査方法の解説】

ア 調査方法「紙」……アンケートの設問、回答用紙、返信用封筒を送付。回答者は回答を記入後、郵便で返送。

イ 調査方法「電子」……アンケートの実施に関するチラシに、ウェブ上で回答できるサイトへのQRコードを印刷。

回答者は、スマートフォンやタブレット端末などで読み取り、そのまま回答を送信。

3 計画策定作業・スケジュールについて

(5) 市民・事業者等アンケート

② アンケート実施の目的

- ・ 過去計画の対象分野に関する市民等の意識、興味、定着度等の把握。
- ・ 環境分野に関するトピックに対する市民等の意識、興味等の把握。
- ・ 計画内におけるトピックのボリューム、構成、取組みの検討材料に。

③ アンケート実施期間

- ・ 9月初旬各カテゴリの対象者に発送開始。
- ・ チラシや封筒に記載の回答期限は「令和7年10月31日」とします。
- ・ 2026年1月15日までに寄せられた回答については、集計、分析の対象とします。

④ 設問の構成案

別紙資料3のとおり

⑤ 周知方法

- ・ 9月26日発行「広報おうしゅう」でアンケート実施中であることを告知。
- ・ 報道機関に対し実施について情報提供。
- ・ 市HPで告知。市HPでは、アンケートの受付も実施（市民、事業者、高校生）。